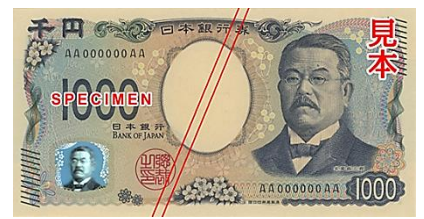


## 新紙幣発行に伴うトラブルに注意!!

約20年ぶりとなる新紙幣が7月3日に発行されました。  
便乗した詐欺にご注意ください。



- ◎新紙幣発行後も旧紙幣は引き続き使えます。価値を失うことはありません
- ◎金融機関・行政機関が紙幣の交換などを求めることはありません
- ◎不審な電話やメール、訪問があった場合は警察に相談しましょう

### ～詐欺の事例～

- 「旧紙幣が使えなくなる」と言われ交換を求められた。
- 「その紙幣は偽札だ」と言われ交換を求められた。
- 金融機関の職員を装った者から「新紙幣と交換する」と言われた。



\* 警察相談専用電話 『#9110』

\* 消費者ホットライン 『188(いやや!)』

県消費生活センターキャラクター  
(消費者庁消費者教育推進大使)  
“ケロちゃん”



少しでもおかしいと思ったら、  
迷わず電話をかけてケロ!



# 自転車に乗る時は命を守るためヘルメットを着用しましょう！

## 県では高校生を対象に自転車ヘルメット購入費用の一部助成を行っています

### 対象者

県内の高等学校に通い自転車通学許可を受けている方、又はその見込みの方

### 助成期間

令和6年10月31日まで



県公式ホームページ

詳しくはこちらから！

### 購入方法

- ①購入申込書を県ホームページからダウンロード、又は通学する学校からもらう。
- ②必要事項記入後、学校から確認印をもらう。
- ③事業協力店で購入申込書を提示し、安全基準を満たしたヘルメットを購入する。



## 交通安全教室のご案内

県では、交通安全危険予測シミュレータを活用した、参加・体験型の危険予測体験教室を実施しています。

- 費用 無料
- 日時 4月～1月の平日 概ね10時～15時
- 人数 10人～50人程度
- 時間 40分～60分程度

ご希望の方は、下記までお電話にてお問合せください。

【消費生活・地域安全課】

☎023-630-2196



## 浮き具をつけても安心しないで！ 子どもの水の事故を防ごう！

海・川・プールなどで水遊びをする機会が多くなるこの時期、子どもの溺水事故が毎年、発生しています。事故を防ぐためのポイントを確認して安全に楽しみましょう。

気をつけてね！



- 子どもだけで水に近づかない、近づけさせない工夫をする
- 大人は目を離さず、手の届く範囲で見守りをする
- 事前に水の危険と対処法を学習し、しっかりと準備する



消費者庁  
「子どもの水の事故を防ごう」



国民生活センター  
「アームリング付き浮き具に注意」

### 8月・9月の消費生活法律相談日

- 8月 7日（水）
- 9月 11日（水）

午後1時30分から  
午後3時30分まで

弁護士が無料でアドバイスします。  
相談時間はお一人様30分です。  
事前予約が必要ですので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

### 庄内消費生活センター

〒997-1392  
東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1  
（山形県庄内総合支庁内）  
《相談受付》午前9時～午後5時  
（土日祝日・年末年始を除く）  
《電話番号》0235-66-5451

消費者ホットライン188番も  
ご利用ください

ホームページはこちらから→

